

平成16年度 文部科学省助成

ITを活用した生涯学習事業プランニング講座

第4講

ITの活用と留意すべき著作権

第3回 「著作権に関する最近の動向」

坂井知志

常磐大学教授

財団法人 日本視聴覚教育協会 JAVEA

著作権法の改正

- 平成16年1月1日施行の
著作権法改正
- 自由利用マーク

著作権法の改正

- 学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法が改正された。
 - 学習者による複製
 - 遠隔地での授業への公衆送信等が著作権者等の許諾を得ずに可能
 - それに伴う「ガイドライン」を作成

学校や社会教育施設における 例外措置 (平成16年1月1日施行)

1. 教育を担任する者及び授業を受ける者が、授業において他人の著作物を複製して配布すること(第35条第1項)
2. 「主会場」で行われている授業で教材として使われた他人の作品等を遠隔地にある「副会場」に向け、同時中継する場合(第35条第2項)
3. 試験・検定を行うために、他人の著作物を使って試験問題を作成し配布する場合又は当該試験問題をインターネット等で送信する場合(第36条) (翻訳して利用も可)
4. 発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合(第32条第1項) (翻訳して利用も可)
5. 学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述(朗読等)する場合(第38条第1項)

検索してみましよう

インターネット検索エンジン

([Google](#), [Yahoo!JAPAN](#)等)で、「著作権」「35条」「ガイドライン」等のキーワードで検索すると、出版関係などのホームページに教育に関する著作権第35条のガイドラインを見つけることができる。

著作権第35条のガイドライン

参考:(社)日本書籍出版協会

「ガイドライン」のページをご覧ください。

URL: <http://www.jbpa.or.jp/index.html>

クイズをお考え頂いた後に上記の「著作権第35条のガイドライン」をご覧ください。

ガイドラインに関するクイズ

Q1: 学校その他の教育機関に塾とカルチャースクールは入るでしょうか。

1. 入る 2. 入らない 3. どちらともいえない

Q2: 学校開放でバレーボール教室を行う場合、技術に関する本をコピーすることはできるでしょうか。

1. できる 2. できない 3. どちらともいえない

Q3: コピーの部数は1クラスを限度とする

1. 正しい 2. 正しくない 3. どちらともいえない

Q1の解答

Q1: 学校その他の教育機関に塾とカルチャースクールは入るでしょうか。

1. 入る 2. 入らない 3. どちらともいえない

「2. 入らない」が正解

Q2の解答

Q2:学校開放でバレーボール教室を行う場合、技術に関する本をコピーすることはできるでしょうか。

- 1.できる 2.できない 3.どちらともいえない

「2.できない」が正解

Q3の解答

Q3:コピーの部数は1クラスを限度とする

1.正しい 2.正しくない 3.どちらともいえない

「3.どちらともいえない」が正解

ガイドラインについて(1)

権利団体と利用者との協議を重ねたガイドライン

利用者サイドと合意できなかったガイドライン

例：授業参観者には配布できない

：配布部数を原則50部程度とする

現実感がないガイドラインになってしまっている

ガイドラインについて(2)

- 教育上の特例があり、教室内では何をやっても良いという誤解を解く効果
- 具体的な内容をイメージできる

ガイドラインについて(3)

- 前出の「著作権第35条のガイドライン」2ページ一番下の授業の過程における使用に当たらない例として、

- × 校内LANサーバーに蓄積すること

現在文部科学省では校内LANの整備を促進しているが、そのメリットを少なくしてしまう。これは法律上の解釈としてはやむを得ない。しかし、部数や参観者への配布など承服できない物も含まれている点で、不完全なガイドラインといえる。

検索してみましよう

インターネット検索エンジン

([Google](#), [Yahoo!JAPAN](#)等)で、「著作権」「自由利用マーク」というキーワードで検索すると、文化庁の自由利用マークが見つかります。

<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>

自由利用マーク

- コピーOK
- 障害者OK
- 学校教育OK

社会教育OKがない

その他、著作権を勉強するためには

- 文部科学省「エル・ネット」の「著作権の手引き」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/elnet/
- 著作権情報センター等権利団体のHP
Q & A <http://www.cric.or.jp/qa/qa.html>
- 様々な出版物

平成16年度 文部科学省助成

ITを活用した生涯学習事業プログラミング講座

**インターネット講座は、
第4講をもちまして全講義が終了です。**

皆様大変お疲れ様でした。

財団法人 日本視聴覚教育協会 JAVEA